

# 国立大学法人大分大学研究代表者等人件費制度実施要項における活用方針

令和4年5月31日  
学 長 裁 定

国立大学法人大分大学研究代表者等人件費制度実施要項（令和4年5月31日学長裁定。以下「実施要項」という。）第7条に規定する、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における人件費相当財源の活用方針は、次のとおりとする。

## 1 目標

法人は、競争的研究費等の直接経費から研究代表者等の人件費支出により確保した財源を活用することにより、研究者の研究パフォーマンス向上を推進するとともに、法人の研究力強化を図ることを目標とする。

## 2 上記目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

1に掲げる目標を達成するため、人件費相当財源は、研究「人材」の戦略的強化、多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分及び魅力ある研究「環境」の整備に充てることとし、次の施策を講ずる。

### （1）研究者の研究パフォーマンス向上に資するもの

- ①物品の購入等研究室の環境整備費用
- ②特許出願、プロトタイプ作成等の研究成果活用のための支援費用
- ③現在実施している研究活動から派生した研究に対する支援費用（研究を支援する人材の雇用に係る経費を含む。）
- ④研究代表者等本人に対する競争的研究費等業績手当（実施要項第6条第1項第1号に規定するインセンティブの50パーセントを上限とする。）

### （2）法人の研究力強化に資するもの（「人材」「資金」「環境」の強化）

- ①戦略的・重点的に支援すべき研究及び優れた若手研究者の研究への支援
- ②共用研究機器・設備の整備費用
- ③研究支援人材の雇用経費
- ④若手研究者の雇用促進のための経費

## 3 留意事項

法人における人件費相当財源の活用にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者が研究を着実に遂行するために判断するものであることから、国立大学法人大分大学研究代表者等人件費制度の活用を強制するものではない。
- （2）1に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等を併せて取り組む。
- （3）本活用方針は、法人の研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 付 記

この方針は、令和4年6月1日から施行する。